

平成30年4月24日

平成30年度における児童虐待対策に係る地方財政措置の拡充

総務省

1. 児童福祉司の増員

「平成30年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」(平成30年1月25日 事務連絡)(抄)

第3 予算編成上の留意事項

25 児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉司の地方交付税措置について、平成28年度及び平成29年度の2年間で道府県の標準団体で5名増員したことに加え、更に1名増員することとしている。

(参考)平成27年以降の児童福祉司の配置に係る地方交付税措置の拡充

平成27年度:36名(道府県分) ⇒ 平成28年度:39名 ⇒ 平成29年度:41名 ⇒ 平成30年度:42名

※標準団体(人口170万人)ベース

2. 児童相談所の整備

一般財源化後(～平成29年度)

■ 対象: 都道府県・市・特別区

一般単独事業債 (充当率75%)

一般財源 (25%)

※一般財源化前の国庫補助金相当額(事業費の1/2)について、普通交付税(単位費用)により措置。

平成30年度～

■ 対象: 都道府県・市・特別区

施設整備事業(一般財源化分)
(充当率100%、交付税措置(事業費補正)70%)

一般単独事業債 (充当率75%)

一般財源
(25%)

※一般財源化前の国庫補助金相当額(事業費の1/2)について、施設整備事業(一般財源化分)を充当。

※一般財源化前の国庫補助金相当額(事業費の1/2)の30%について、普通交付税(単位費用)により措置。

【参考条文】

児童福祉法等の一部を改正する法律
(平成28年法律第63号)(抜粋)

附則第3条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。